

会計経理の重点項目

1. 運営費等補助金が適正に支出されているか
2. キャリアアップ補助金「財務情報等の公表」が適正に作成・公表されているか

1 利用料の徴収

1-1 保育料の上限額

観点

保育料の徴収額は要綱に定める限度額を超えていないか。

基本的な考え方

保育料収入は、利用者と直接利用契約を結び、それに基づき徴収するものである。

保育料は、設置者が自由に設定できる。ただし、月 220 時間以下の利用をした場合の月額は、3 歳未満児の場合 80,000 円（区市町村が認める場合は 104,000 円）、3 歳以上児（認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く）の場合 77,000 円（区市町村が認める場合は 101,000 円）を超えない料金設定とすること。（幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。）

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費（12 分の 1 の額）及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する 2 食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。

★POINT★

・保育料の上限、月 220 時間以下の利用の場合の月額、保育料の月額の内訳など、適切に設定されているか確認すること。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施要綱」4

1-2 利用者への保育料の告知

観点

- ・利用時間の変更に伴う保育料の変更が書面で確認できるか。
- ・徴収簿又はそれに替わるものを作成しているか。
- ・保護者から徴収金を徴収するときは、あらかじめ説明をしているか。

基本的な考え方

利用時間の変更に伴い、保育料金に変更になることもある。その場合には、変更内容が書面で確認できる必要がある。

日常的に実費徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。

保育料並びに自主事業及びその利用料等は重要事項説明書に記載し、交付しなければならない。

★POINT★

- ・利用時間の変更等に伴い、保育料金に変更になる場合は、その都度、契約変更に関する書面を取り交わすこと。
- ・個々の利用者について、最新の契約内容を常に確認できるように、契約書等は適切に作成・保管すること。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施要綱」11

2 利用料・運営費の使途・管理・運用

2-1 運営費・補助金（各種加算）の使途

観点

- ・認証保育所の運営に必要な経費か。
- ・補助対象経費以外の不適正な支出はないか。

2-2 経済基盤

基本的な考え方

認証保育所の設置者には、下記の要件が求められている。

- (1) 認証保育所を経営するために必要な、経済的基盤があること。
- (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。

事業を継続的に健全かつ円滑に実行するためには、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されているだけでなく、適正に支出がされていることが求められる。

★POINT★

・経済的基盤があることを、家賃や光熱水費等の支払い状況や、財源、預貯金等の残高の保有状況で確認できる必要がある。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施要綱」5

「東京都認証保育所事業実施細目」4

2-2-1 運営費・補助金の管理・運用（経済基盤）

「経済的な基盤がある」とは、A型についてはア及びイの要件をいずれも満たすこと、B型についてはアの要件を満たすことをいう。

ア 年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金等により有していること。

イ「必要な経済的基盤」とは、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を持っていること。

2-2-2 経済基盤（所有権が無い場合）

ただし、次のいずれも満たす場合には、不動産の貸与を受けて設置する場合を所有権を持っているとみなして差し支えない。

財源：賃借料の財源について、既存事業から継続的財源確保等、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

預貯金：上記の財源とは別途、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通預金・定期預金・国債等）により保有していること。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施細目」4

2-3 資産の保管・運用（安全資産による運用）

安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通預金・定期預金・国債等）により保有していること。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施細目」4

2-4 現金の保管・運用

観点

- ・現金で受領した場合には、領収書を発行しているか。
- ・現金取引が発生した場合には、定期的に複数で残高確認を行うなど、適正な現金管理を行っているか。
- ・現金取引が発生した場合には、現金出納帳又はそれに替わるものを作成しているか。

基本的な考え方

領収書は、金銭の授受の取引事実の根拠付けとなる重要な書類となる。

現金は他の資産と比較して不適正な管理の行われる機会と危険が大きい。このため、例えば、金銭出納担当と記録担当とを別の担当者にして牽制機能をもたせたり、定期的および不定期に残高確認を第三者が行い、又は、場所・保管方法を明確にしたりする必要がある。そして、担当者は、日々残高確認を行い過不足が発生したならばその原因を追究しなければならない。

現金取引が発生した場合には、金銭出納担当者が現金管理の根拠を明確にするとともに、保育施設管理者の会計管理の適正化のため、金銭出納担当者は現金出納又はそれに替わるものを作成する必要がある。

★POINT★

- ・現金取引が発生した場合には、現金管理の適正化のため、現金出納帳(又はそれに替わるもの)を作成すること。
- ・現金を受領した場合は、領収書を発行すること。
- ・定期的及び不定期に、第三者による残高確認(金庫等の金額と帳簿上の金額の突合)を行うこと。
- ・担当者による日々の残高確認において、過不足が発生した場合は、原因究明すること。

[根拠法令等]「東京都認証保育所事業実施要綱」12

3 各補助金の要件・使途

3-1 運営費・補助金（各種加算）の使途

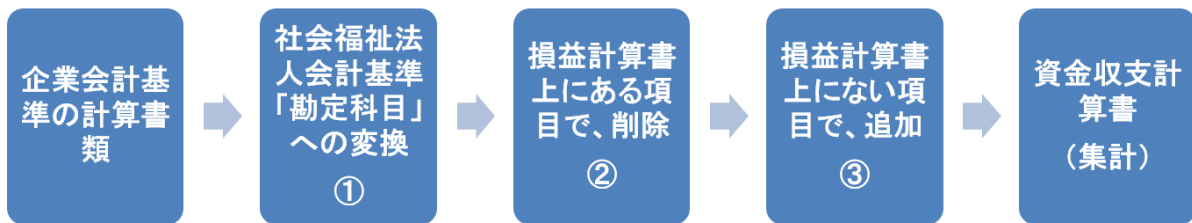
3-1-2 「施設の収支」支払資金とは

支払資金とは、流動資産と流動負債の総称（支払資金残高＝流動資産－流動負債）

3-1-3 「施設の収支」の作り方

基本的な考え方

- ・「施設の収支」は、社会福祉法人会計基準の「拠点区分資金収支計算書」をベースにして作成する。
- ・企業会計の基準に基づき計算書類を作成している場合、社会福祉法人会計基準形式の「施設の収支」の作成は下記作成フロー図の組替が必要となる。



①勘定科目の組替（組替表作成）

東京都様式1-1「施設の収支」の勘定科目への組替表作成

②損益計算書にある科目で、削除する例（純資産は増減するが、支払資金は増減しない）

・減価償却費の計上、引当金の計上・取崩し、固定資産の廃棄・除却（売却損益、処分損・除却損）、及びその他支払資金の増減に関係ない項目

③損益計算書にはない科目で、追加する例：（純資産は増減しないが、支払資金は増減する）

・固定資産の取得支出・売却収入、施設の借入金の借入収入・返済支出、積立資産の積立支出・取崩収入、拠点区分間繰入金収入、拠点区分間繰入金支出

3-1-4 「施設の収支」の整合性確認

- ・「当期末支払資金残高」が貸借対照表の「流動資産－流動負債（1年基準の借入金、引当金、貯蔵品を除く）」と一致するか。
 - ・前期の当期末支払資金残高と当期の前期末支払資金残高が一致しているか。
- （キャリアアップ公表要領、都キャリアアップ公表要領）

3-1-5 「施設の収支」の要件（開示）

※ 財務情報等の公表

「施設の収支」を【財務情報等の公表】として、

- ①利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、
- ②施設の全ての職員に対しその内容を周知すること

[根拠法令等]

「大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」第4条

「東京都保育士等キャリアアップ補助金に係る財務情報等公表要領」2

* 【財務情報等の公表】「施設の収支」の収支科目説明については巻末資料参照

3-2 技能・経験着目加算の要件

観点

キャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行っているか。

基本的な考え方

- 1 目的…キャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行うことで、職場への定着を図ることを目的とする。
- 2 対象…4層以上の職層を設けた施設における第3職層の職員及び第4職層の職員で、職位の発令や職務命令を受けている職員(保育士だけでなく看護師・調理員・栄養士・事務職員等も対象になる)。
- 3 要件(一部抜粋)
 - ①一定の要件を満たす賃金改善実施計画を策定していること
 - ②一定の経験年数を有し、キャリアアップ研修を修了していること
 - ③賃金改善は毎月支払われる手当又は基本給により行われること
 - ④当該賃金改善以外の給与水準を低下させてはならないこと
 - ⑤賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること 等

★POINT★

- ・確実に職員の賃金改善に充てているか。
- ・要件を満たさない場合、補助金の全部又は一部を返還する。
- ・当該賃金改善は大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱における賃金改善額及び支払賃金に含めないこと。

[根拠法令等]「大田区認証保育所運営費等補助要綱」別記第2

【法令及び通知等の略称】

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）

東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日15福子推第1032号）

大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年9月21日）

大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年11月2日27こ保発第12511号）

キャリアアップ公表要領（平成27年9月24日27福保子保691号「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」）

都キャリアアップ公表要領（平成27年7月31日27福保子保第643号「東京都保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」）

【収支科目説明】

		科目	説明（当該科目に含まれるもの）
事業活動による収支	収入	給付費・委託費収入	認可保育所：委託費収入 地域型保育事業：給付費収入
		運営費補助金収入	認証保育所・家庭的保育事業・定期利用保育事業における運営費補助金収入
		保育士等キャリアアップ補助金収入	保育士等キャリアアップ補助金の収入
		保育サービス推進事業補助金収入	保育サービス推進事業補助金の収入
		保育力強化事業補助金収入	保育力強化事業補助金の収入
		利用料収入	保育料収入（直接契約の場合）、延長保育利用料収入等
		その他の補助金収入	上記以外の区市町村補助金の収入
		その他の収入（寄付金収入、雑収入等）	・寄付金の収入 ・預貯金、有価証券、貸付金の利息及び配当金の収入 ・上記に属さない収入
	支出	人件費支出	
		職員給料支出	常勤職員に支払う俸給・諸手当
		職員賞与支出	常勤職員に支払う賞与
		非常勤職員給与支出	非常勤職員に支払う俸給・諸手当・賞与
		派遣職員費支出	派遣会社に支払う派遣職員に係る支出
		退職給付支出	退職共済制度等に法人が拠出する掛金額、退職手当
		法定福利費支出	法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出
		事業費支出	
		給食費支出	食材及び食品の支出 ※調理業務委託の場合は材料費のみを計上
		保健衛生費支出	児童の健康診断の実施、施設（事業所）内の消毒等に要する支出
		保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出、運動会等の行事実施のための支出
		水道光熱費支出	児童に直接必要な電気、ガス、水道等の支出
		消耗器具備品費支出	児童の処遇に直接使用する消耗品、器具備品
		その他の支出	事業に係る支出のうち上記に属さない支出
		事務費支出	
		福利厚生費支出	職員の健康診断に係る支出、その他福利厚生のために要する法定外福利費
		旅費交通費支出	業務に係る職員の出張旅費及び交通費（研修のための旅費は除く）
		研修研究費支出	職員に対する教育訓練に直接要する支出（研修のための旅費を含む）
		事務消耗品費支出	事務用に必要な消耗品、器具什器の支出（固定資産の購入に該当しないもの）
		印刷製本費支出	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出
水道光熱費支出	事務用の電気、ガス、水道等の支出		
修繕費支出	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出（建物等の改良は除く）		
通信運搬費支出	電話、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代		
広告費支出	施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費		
業務委託費支出	洗濯、清掃、給食などの施設の業務を他に委託するための支出		
賃借料支出	固定資産に計上しない器機等のリース料、レンタル料		
土地・建物賃借料支出	土地、建物等の賃借料		
租税公課支出	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、事業所税等		
その他の支出	事務費のうち他のいずれにも属さない支出		

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金の収入
		設備資金借入金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額
		その他施設整備等による収入	施設整備等による収入で他のいずれの科目にも属さない収入
	支出	設備資金借入金元金償還支出	施設整備及び設備整備に係る資金の借入金に基づく元金の償還額
		固定資産取得支出	・土地、建物、車両運搬具を取得するための支出 ・器具及び備品(固定資産に計上するもの)を取得するための支出
		その他施設整備等による支出	施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	積立金等の取崩しによる収入
		事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金収入	他の事業、施設からの繰入金収入
		その他の活動による収入	上記のいずれの科目にも属さない収入
	支出	積立資産支出	積立金等への支出
		事業区分間・拠点区分間・サービス区分間繰入金支出	他の事業、施設への繰入金支出
		その他の活動による支出	上記のいずれの科目にも属さない支出